

1. 件名：美浜発電所3号機 A海水ポンプの自動停止に伴うディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱について
2. 日時：令和2年4月16日 14時00分～14時20分
3. 場所：原子力規制庁、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）原子力事業本部ほか（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課

事故対処室 谷室長補佐

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、椎名係員、東原子力規制専門員

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 保修管理グループチーフマネージャー

他12名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和2年4月10日に発生した美浜発電所3号機のA海水ポンプの自動停止に伴うディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱に関する原因調査について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

- 今回の原因と考えられるA海水ポンプの潤滑水流量を確認した結果、海水ポンプ軸受へ供給される潤滑水流量が $0.5\text{ m}^3/\text{h}$ であり、当該流量が低下した際、潤滑水を補うために開動作するバックアップ電磁弁も正常に動作していたことを確認した。なお、A海水ポンプの過電流リレー及び低電圧リレーは動作していないことを確認した。
- A海水ポンプ潤滑水系統の配管、弁の通水確認、内部点検等を実施した結果、異常がないことを確認した。なお、潤滑水系統の通水確認後、当該配管の内部点検を行うため、保温材の取外し作業を行っていたところ、潤滑水流量が約 $6\text{ m}^3/\text{h}$ に自然復帰していることを確認した。
- A海水ポンプ潤滑水流量計を取り外し、当該計器の検出器及び変換器について点検を行った結果、異常がないことを確認した。
- A海水ポンプ運転中に、潤滑水流量に問題はなかったが、A海水ポンプ潤滑水流量計の指示値が偶発的に低下し、A海水ポンプが自動停止したと推定した。
- 当該流量計を予備品に取り換えるとともに、A海水ポンプの巡回点検回数を増やす等監視を強化した。また、当該計器について、メーカーによる詳細な原因調査を実施する予定。

(2) 原子力規制庁より、A海水ポンプ潤滑水流量計に関するメーカーの詳細な原因調査結果を報告するよう伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

6. 提出資料

資料1：美浜発電所3号機 A海水ポンプの自動停止に伴うディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱について